

北上市子ども等福祉医療費給付規則の一部を改正する規則

北上市子ども等福祉医療費給付規則（平成7年北上市規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(受給者証の有効期間)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる受給者の受給者証の有効期間は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 当該認定の日以後の最初の3月31日が、その者が<u>15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日（以下「現物給付満了日」という。）である者（以下「現物給付満了児」という。）現物給付満了日まで</p> <p><u>(4) 当該認定の日以後の最初の3月31日が、その者が18歳に達する日以後の最初の3月31日（以下「子ども満了日」という。）である者 子ども満了日まで</u></p> <p><u>(5) [略]</u></p>	<p>(受給者証の有効期間)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる受給者の受給者証の有効期間は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 当該認定の日以後の最初の3月31日が、その者が<u>18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日（以下「現物給付満了日」という。）である者（以下「現物給付満了児」という。）現物給付満了日まで</p> <p><u>(4) [略]</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の北上市子ども等福祉医療費給付規則の規定は、施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 この規則による改正後の受給者証の交付に係る事務手続は、施行の日前においても行うことができる。